

令和 3 年 6 月 11 日

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

研修報告書

会 派 名	大樹
報 告 議 員 名	前田 耕一
参 加 議 員 名	前田 耕一
研 修 日	5月 11日
研 修 目 的 等	講義 4 子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展
研修の概要	
<p>子どもの権利に関する150年の歴史</p> <p>【概要】 子どもの権利を戦前の学制、教学聖旨、教育勅語を例に出して、状況を説明しつつ、子どもの権利宣言、児童憲章、権利条約の思想的背景について理解をさせる内容であった。現在の日本国憲法へと続く流れがあり、また、川崎市の子ども条例についても少し説明があった。</p> <p>【所感】 現在でも子どものトイレについては、学校等の施設において望ましくない環境にあることに驚きがあった。住宅では洋式化が進んでいるのに、学校ではまだまだ和式の割合が高いというのは、政策における優先度で子どもの問題はあまり考慮されていないのではないかと感じる。また、昨今では子ども基本法の制定の動きもあり、子どもに焦点を当てた施策に期待が高まっているとも感じるどころであるが、現実には厳しい状況にあるということを表しているのではないかと感じる。</p> <p>大きく見て、戦前であっても日本の教育の中では、子どもの権利尊重と支配統制の2つの考え方の対立がありながら、歴史が動いてきたことを教えていただいた。このような歴史的背景を知らずして、子どもの権利を考えるのはやはり理解が浅いと思われるので、この講演を受けて条例案の検討に臨めるので有意義であったと思う。</p> <p>子どもの権利を考える上では、コルチャックの思想、児童の権利宣言、児童憲章、子どもの権利条約へと受け継がれる流れを十分に理解しなければならないと思う。歴史的に不遇な環境に置かれてきた子どもの状況を知ったうえで、本来必要な権利、条約で定める4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）、日本国憲法における権利、これらの前提をもって子どもの事を考えなければならない。今回の講演は、子どもの権利に関する大前提を知る機会であったと感じる。</p> <p>未来の社会を担うのは、現在の子どもであり、その子どもらにどういう意識を持ってもらうか、どう成長していったらいいか、自己決定権をいかに認めてあげるかなど様々な制度面でのサポートになるのが、子どもの権利条例であるので、詳細を検討する上では、歴史的な積み上げを踏まえて進めたいと思う。</p>	

- 日露戦争、第1次大戦
 - ・全国民を戦争に動員できるようになった。被害が拡大する原因でもある。
- 国際連盟、戦争放棄に関する条約
 - ・戦争と子どもの権利の関わりを考える。子どものことから考えると命の大切さが分かる。
 - ・子どもの権利宣言→子どもに係る思想の根源、子どもの権利条約へとつながる。
 - ・児童一人ひとりに「最善のものを与えるべき義務を負う」ことが大原則。
- 軍国主義統制の動き
 - ・学校劇を禁止する。事件の典型例を作り抑圧する傾向。
- 国民精神作興に関する詔書
 - ・自由な思想や社会運動の攻撃への動き。
- 児童生徒の個性尊重及び職業指導に関する件
 - ・文部省の中で子どもの個性の尊重を指導した文書。
- 戦時教育
 - ・授業停止。学徒兵の問題。
- 第2次大戦後
 - ・教育基本法→教育に対する不当な支配を許さない。
 - ・戦災孤児の問題。
 - ・児童憲章←子どもの権利宣言の影響あり。
- 子どもの権利条約
 - ・ポーランドの発案で、権利宣言だけにとどまらず、条約へとなる。
 - ・ポーランドは、コルチャックの思想の影響を受けている。
 - ・生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。
 - ・神奈川県川崎市の条例が最も優れている。

【所感】

子どもの権利をめぐる歴史的な背景、動向を体系的に理解することができた。子どもの権利宣言から子ども権利条約に至るまでにコルチャックの思想や犠牲となった学徒兵など様々な事案の影響を受けた上で、現在の子どもを取り巻く環境ができていることに歴史的な意義があると感じる。明治初期においても現代憲法と同等の子どもの権利、人権の尊重を大切にす思想、考えがあったことは、人間が学び成長する中で自然な流れであり、本能的なものであるとも思える。明治、大正、昭和、平成、令和と時代が進む中で、人権に関する考え方は進化してきていると思うが、子どもを理解し、子どもが何を求めているのかを的確に把握することが、子どもの権利条例の制定には不可欠であると考え。

講師の説明では、川崎市の子ども条例が最も優れているとのことであるので、川崎市の条例制定の流れなどを参考に条例案の検討を進めていくと良いのではないかと感じる。

また、今回の講演ではあまりスポットの当たっていない子どもの権利に関する最新の研究動向を把握する必要があると感じる。日本特有かもしれないが、少子高齢化が進行する時代に見合った子どもの権利、子どもの在り方を考えなければならないと思う。